

【1984年3月26日】婦人少年問題審議会の建議に対する所感

日本経営者団体連盟

婦人少年問題審議会の建議に対する所感

日本経営者団体連盟

会長 大槻 文平

- 1 雇用における不合理な男女差別については、産業界としてもその解消に反対するものではない。しかし、現在我国女子労働者の扱いは、我国の社会通念や女子自身の職業意識・就業実感を反映したものであって、それなりの合理性をもって続いてきたというべきものである。それを今直ちに画一的に改めなければならないものとみることは早計ではないか。
- 2 今後政府は審議会の建議を受けて関係法規の作成に入ることになると思うが、現行の雇用管理に急激な変革を求めるようなことになれば、企業に重大かつ無用の混乱を起こし、ひいては企業活力を減殺することになるので、「強行規定」にはすべきではない。
- 3 雇用における男女平等を実現するためには、当然母性保護規定を除いて女子保護規定は撤廃すべきである。保護規定を残すことは逆差別ではないか。
- 4 新聞報道をみていると、労働側というより婦人団体側は婦人差別撤廃条約批准に必要な条件以上のものを求めているように見えるが、当面、婦人差別撤廃条約批准に必要な最低限の法整備をめざすべきで、それも、現実から余り離れた強いものが必要だということならもっとじっくりと研究すればよい。あわてて批准をする必要はないのではないか。
- 5 さらに、本問題は雇用のみならず我国の社会秩序、家庭生活等に与える影響が非常に大きいものになると思われるので、あくまでも慎重にしてほしい。